

亀岡市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市規則第 3 0 号

亀岡市公報発行規則の一部を改正する規則

亀岡市公報発行規則（昭和 5 9 年亀岡市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、登載及び配布」を「及び登載」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（発行）

第 2 条 公報は、随時発行するものとする。

2 公報の発行は、次条に定める事項を本市のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。ただし、事故その他特別の事情により、本市のウェブサイトに掲載することが困難なときその他市長が必要と認めるときは、亀岡市公告式条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 1 号）第 2 条第 2 項ただし書に規定する方法により発行することができる。

3 市長が必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、休刊することができる。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、同条第 2 項中「から第 8 号まで」を「及び第 7 号」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条から第 7 条までを削り、第 8 条を第 4 条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則の施行の日以後に発行する公報について適用する。